

任期:令和5年3月31日まで

## 健康横浜21推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

	役職	氏名	職名
1	会長	渡邊 豊彦	横浜市医師会 常任理事
2	副会長	荒木田 美香子	国際医療福祉大学保健医療学部 教授
3	副会長	松谷 英司	横浜市食品衛生協会 副会長
4		遊馬 秀樹	(株)テレビ神奈川 営業本部 事業推進室長 兼 事業推進部長
5		内田 浩	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長
6		大宮 淳	健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長
7		金子 規子	横浜市体育協会 地域スポーツ振興部 担当課長
8		佐藤 泰輔	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長
9		瀬戸 卓	横浜市薬剤師会 常務理事
10		田中 伸一	横浜市保健活動推進員会 会長
11		中沢 明紀	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長
12		七海 雷児	横浜市PTA連絡協議会
13		西田 悦子	JA横浜 生活文化部生活福祉課 課長
14		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告部 課長
15		古屋 強	横浜南労働基準監督署 署長
16		佐藤 信二	横浜市歯科医師会 常務理事
17		前橋 寛	相鉄ローゼン(株)総務人事部マネージャー
18		守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長
19		山本 妙子	神奈川県栄養士会 副会長
20		渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長

## 事務局:健康福祉局

田 中 博 章	健康福祉局長
田 畑 和 夫	健康福祉局担当理事
佐 藤 眞 理 代	健康安全部担当部長
藤 原 啓 子	健康安全部健康推進担当部長
田 中 園 治	健康福祉局担当部長
室 山 孝 子	保健事業課健康づくり担当課長
栗 原 明 日 香	保健事業課健康づくり担当係長
安 達 暢 子	保健事業課健康づくり担当係長
春 日 潤 子	保健事業課健康づくり担当係長
佐 藤 里 恵	保健事業課係員(保健師)
鈴 木 礼 子	保健事業課係員(管理栄養士)

令和元年度第2期健康横浜21関係課長会議及びよこはま健康アクション課長会 名簿

	区・局	補 職	氏 名
1	旭区	福祉保健課長	小河内 協子
2	政策局	政策課担当課長	佐藤 潤
3	市民局	スポーツ振興課長	守屋 喜代司
4	経済局	ライフイノベーション推進課担当課長	石津 雄一郎
5	こども青少年局	こども家庭課親子保健担当課長	丹野 久美
6	こども青少年局	企画調整課長	谷口 千尋
7	健康福祉局	企画課長	平木 浩司
8	健康福祉局	福祉保健課長	大濱 宏之
9	健康福祉局	保険年金課長	原田 正俊
10	健康福祉局	障害企画課長	佐渡 美佐子
11	健康福祉局	こころの健康相談センター長	白川 教人
12	健康福祉局	高齢健康福祉課長	佐藤 泰輔
13	健康福祉局	地域包括ケア推進課長	喜多 麻子
14	健康福祉局	高齢在宅支援課長	本間 睦
15	健康福祉局	食品衛生課長	牛頭 文雄
16	医療局	医療政策課長	本間 明
17	環境創造局	農業振興課長	綿貫 理
18	教育委員会事務局	教育課程推進室長	関口 和弘
19	教育委員会事務局	健康教育課長	植村 一人

よこはま健康アクション課長会

局	補 職	氏名
健康福祉局	医務担当部長 衛生研究所感染症・疫学情報課長	野崎 直彦
	生活支援課長	鈴木 茂久
	職員課長	今市 明子
	総務課長	酒井 啓彦

事務局(保健事業課)

局	補 職	氏 名
健康福祉局	保健事業課健康づくり担当課長	室山 孝子
	保健事業課長	羽田 政直
	保健事業課事業推進担当課長	東 健一
	保健事業課担当課長	黒澤 龍一
	保健事業課健康づくり担当係長	栗原 明日香
	保健事業課健康づくり担当係長	安達 暢子
	保健事業課健康づくり担当係長	春日 潤子
	保健事業課 医師	山本 ゆり子
	係員(保健師)	佐藤 里恵
	係員(栄養士)	鈴木 礼子
	係員(事務職)	金子 睦美

## 健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

### (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
  - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

### (臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

#### (会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

#### (会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# 事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

## 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、  
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から  
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

## 飲食店

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。

## オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送  
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。

### 飲食店についての経過措置

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

！ お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内喫煙



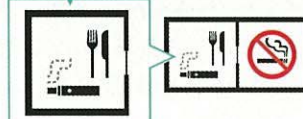
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置\*だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。\*省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。



喫煙室の  
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満は  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への  
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則  
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

## 事業者のみなさんへの 財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。

また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

### 【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/index.html)

### 【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf>のP12



詳しい情報はこちらへ  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



出典  
厚生労働省

# マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。  
このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において  
屋内が原則禁煙に

20歳未満の  
立入禁止

20歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の  
設置が必要

屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が  
義務付け

喫煙室には  
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



## 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



## 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



## 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月から、その後順次施行が進められていきます。

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	

